

## 南知多町ブロック塀等撤去費補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、南知多町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象工事)

第2条 要綱第3条第1項に規定する撤去工事とは、ブロック塀等を全て撤去するか、道路及び公共施設の敷地に面する全てのブロック塀等の高さ（道路及び公共施設の敷地地盤面からの高さ）を1.0m未満にする工事（危険部分が残存する工事は除く。）をいう。なお、当該工事において、門柱の撤去の有無は問わない。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者が複数である場合は、代表者を申請者とする。その場合の南知多町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）には、他の者の同意書を添付するものとする。

- 2 補助対象者が当該ブロック塀等を管理する者である場合は、申請書に所有者の同意書を添付するものとする。
- 3 補助対象者が町外在住者である場合は、申請書に、住民票を添付するものとする。
- 4 当該ブロック塀等が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）に基づく建築物に付属する塀である場合は、区分所有法第3条に規定する団体を申請者とする。

### (補助金の代行請求)

第4条 要綱第13条第1項に規定する補助金の請求の代行にあつては、南知多町ブロック塀等撤去費補助金支払請求書（様式第9号）に、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 分割協議書の写し（相続に伴うものに限る。）

### 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。